

○堺市議会傍聴規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分等)

第2条 傍聴席は、一般席、車いす席、親子室席（遮音設備を施した特別傍聴室の席をいう。）及び報道関係者席に分ける。

2 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する者で、一般席において傍聴することに支障のあるものは、車いす席において傍聴できるものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、80人とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(傍聴券等の交付)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第5条 傍聴券は、会議当日議会事務局所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券交付控に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴証)

第7条 傍聴証は、議長が特に必要があると認める報道関係者に交付する。

(傍聴人の入場)

第8条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第9条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第10条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラツパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 異様な服装をしている者
- (6) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第3号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電気機器類の電源を切ること。
- (8) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (9) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の制限)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

(係員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 議長は、法第130条第1項又は前項の規定により退場を命ぜられた者については、当日の入場を禁止することができる。

(準用)

第17条 第2条から前条までの規定は、委員会又は分科会において傍聴を許可した場合について準用する。この場合において、第3条中「80人とする」とあるのは「委員長又は

分科会会長が定める」と、第5条第1項中「先着順により」とあるのは「委員長又は分科会会長が定める方法により」と、第7条、第12条第2項及び第3項、第13条第4号、第14条並びに前条中「議長」とあるのは「委員長又は分科会会長」と、第11条並びに第13条第1号及び第9号中「議場」とあるのは「委員会室」と読み替えるものとする。

○議事運営に関する要綱

(傍聴)

第10条 堺市議会傍聴規則(昭和54年議会規則第2号)第7条に規定する傍聴証(以下単に「傍聴証」という。)は、議長に申請した報道関係者に交付する。

2 委員会等の傍聴の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 委員会等の傍聴は、あらかじめ許可する扱いとする。

(2) 委員会等の一般傍聴の定員は、10人とする。

(3) 委員会等の傍聴券は、委員会等開催予定時刻15分前に抽選により交付する。ただし、抽選時において定員に達しない場合は無抽選とし、以降定員に達するまで先着順により交付する。

(4) 委員会等のモニター傍聴(モニター装置による会議の傍聴をいう。)は、控室で実施し、定員は40人とする。

3 本会議、委員会等の写真等の撮影及び録音は、傍聴証の交付を受けた報道関係者及び本市の広報を担当する課の職員についてはあらかじめ承認しておく扱いとし、それ以外のものは、運営委員会の議を経て議長が承認するものとする。

4 本会議の傍聴を希望する者が聴覚障害者である場合において、手話通訳又は要約筆記を必要とするときは、当該本会議の15日前までに議長に申し出するものとし、当該申出のあったときは、議会は手話通訳又は要約筆記を行う者を用意するものとする。

○堺市議会運営委員会要綱

(傍聴の取扱い)

第6条 委員会の傍聴は、これを許可するものとし、その取扱いについては、堺市議会傍聴規則(昭和54年議会規則第2号)第17条の定めるところによるものとする。

2 一般席の傍聴人の定員は、5人とする。

3 傍聴券は、委員会開催予定時刻の15分前に参集した者に対し抽選により交付する。ただし、定員を超えないときは、抽選は行わないものとし、以後定員に達するまで先着順に交付するものとする。

4 傍聴席における写真等の撮影及び録音は、報道関係者及び本市の広報を担当する課の職員については、承認するものとする。